

裁判員制度とは

10月1日は「法の日」

来年、5月21日から裁判員制度がスタートします。

この制度は、国民のみなさんに裁判員として刑事裁判に参加してもらい、被告人が有罪かどうか、有罪の場合どのような刑にするかを裁判官と一緒に決めてもらう制度です。原則として、これまで裁判官3人で行っていたものを、裁判員6人と裁判官3人が、一緒に刑事裁判の審理に出席し、証拠調べ手続きや弁論手続きに立ち会ったうえで、評議を行い、判決を宣告します。

裁判員制度が導入されることで、国民のみなさんが刑事裁判に参加することにより、裁判が身近で分かりやすいものとなり、司法に対する国民のみなさんの信頼の向上につながることを期待されています。国民が裁判に参加する制度は、アメリカ、イギリス、フランス、ドイツ、イタリア等でも行われています。



～お知らせ～

最近、野良猫の苦情が増えています。その対策として役場では住民に対して猫の捕獲器の貸出しを行っています。



【お問い合わせ先】 役場住民福祉課 ☎77-3613
支所住民室 ☎78-2212

徳島県司法書士会による

～無料法律相談～

民事少額紛争・相続・借金・老後の財産管理など、司法書士業務の全般について、さまざまな相談を受け付けます。

秘密は厳守されますので、お気軽にご相談下さい。

【日程】 10月2日(木) 9:00～12:00
日和佐公民館 1階会議室
10月3日(金) 9:30～11:30
由岐老人福祉センター

【お問い合わせ先】

徳島県司法書士会 ☎088-622-1865

公共施設、資材等の盗難防止に対するご協力をお願い!

最近、金属材料の高騰に乗じた転売目的と思われる金属製の施設や資材の盗難事件が、相次いで起こっています。

水門・樋門、防潮扉およびガードレール、鋼製側溝蓋などの施設は、住民の皆さんの生命や財産を守る大切な施設です。

みんなで協力して守りましょう!

なお、公共施設の破損や公共資材の盗難を発見された場合は、下記までご連絡ください。

【お問い合わせ先】

南部総合県民局 県土整備部(美波) ☎74-7461
牟岐警察署 ☎72-0110



自賠責保険・共済の有効期限は切れていませんか?

自賠責保険・共済は万一の自動車事故の際の基本的な対人賠償を目的として、原動機付自転車を含むすべての自動車に加入が義務付けられており(自動車損害賠償保障法)自賠責保険・共済なしでの運行は法令違反ですのでご注意ください!

四輪車もちろんですが、特に、車検制度のない250cc以下のバイク(原動機付自転車・軽二輪自動車)は、有効期限切れ、かけ忘れにご注意を!

なお、自賠責制度の詳しい内容は、

<http://www.jibai.jp> でご覧になれます。

